

銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準の改定について

1 改定理由

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務等を定める銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が令和3年6月16日に公布され、令和4年3月15日に施行されることとなった。

これに伴い、審査基準の改定を行うもの

2 主な改定の内容

- (1) 審査基準「クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付」の新設
- (2) 審査基準「クロスボウ射撃指導員の指定」の新設
- (3) 審査基準「クロスボウ射撃資格の認定」の新設
- (4) 審査基準「クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付」の新設
- (5) その他所要の改定

3 施行日

令和4年3月15日